

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉諸費

事業名【新】一時保護専用施設体制強化事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第二係

電話番号：058-272-1111(内3561)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 12,465 千円 (前年度予算額：0 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要求額 | 12,465 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,465 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

国の一時保護ガイドラインにおいて、一時保護児童であっても子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、通学が可能となるよう一時保護の場の地域分散化を進めることが望ましい旨、記載されている。

県では、一時保護中でも地域での生活が可能な場合等には各施設等への委託一時保護を進め権利擁護に努めているが、本体施設での受け入れは措置児童との接触等に課題があるため、各施設では一時保護専用施設の設置検討を進めている。

しかしながら、児童が従来通っていた学校・園への送迎、個別の学習指導支援及び行動観察には人手を要し、本体施設であっても職員のシフト調整に苦慮している状況である。一時保護専用施設の国の配置基準では十分な職員配置が難しく、職員の休憩等労働環境の配慮からも、職員の追加配置が必要である。

(2) 事業内容

一時保護専用施設における職員体制の強化による運営の安定化と人材確保を図り、ひいては一時保護児童の学習権の保障をはじめとする権利擁護に資するため、本体施設とは別に一時保護専用施設を設置する施設に対し、児童が従来通っていた学校・園への送迎、個別の学習指導支援及び行動観察等を行う職員の雇上げに必要な費用を補助する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|--------|------------------------|
| 補助金 | 12,465 | 一時保護専用施設職員の雇上げに係る費用を補助 |
| 合計 | 12,465 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

事業主体：県

一時保護専用施設の環境については、県が関与し、適切な養育体制を整えることが必要である。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

| | |
|-----------|---|
| 補助事業名 | 一時保護専用施設体制強化事業費補助金 |
| 補助事業者（団体） | 児童養護施設等 (理由) 一時保護を受託する施設等であるため |
| 補助事業の概要 | (目的) 一時保護を受託する施設等において円滑な施設運営を行うため (内容) 本体施設とは別に一時保護専用施設を設置する場合に、職員1名分の職員の雇上げに係る費用を補助する |
| 補助率・補助単価等 | 定額 (内容) 4,155千円/人 (理由) 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（児童養護施設等体制強化事業）に基づく補助金額 |
| 補助効果 | 職員の雇上げに伴う運営の安定及び人材の確保を図るとともに、一時保護児童の権利擁護に資する |
| 終期の設定 | 終期：令和11年度 (理由) 岐阜県社会的養育推進計画の計画終期であるため |

(事業目標)

| |
|---|
| <p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか 県内の一時保護専用施設の充実を図り、一時保護児童の権利擁護を図りたい</p> |
|---|

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (R5) | R4年度 実績 | R5年度 目標 | R6年度 目標 | 終期目標 (R11) | |
|------------|---------------|------------|------------|------------|---------------|-----|
| | | | | | 達成率 | |
| ①一時保護専用施設数 | 1 | — | 1 | 3 | 5 | 20% |
| ② | | | | | | |

| | | | |
|--------------------|------|------|------|
| 補助金交付実績 (単位：千円) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
| | — | — | — |

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------|--|
| 令和2年度 | |
| 令和3年度 | |
| 令和4年度 | |

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない | |
| (評価) | |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2:期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1:期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0:ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満) | |
| (評価) | |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている | |
| (評価) | |

(今後の課題)

| |
|--|
| ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 一時保護児童の学習権の保障をはじめとする権利擁護に資するため、一時保護専用施設の充実が求められているが、本人の特性や境遇の複雑化から受入れの困難度が増しており、職員には高いスキルが求められている。 しかしながら、人手不足の中、こうした高いスキルを持った職員の雇上げは容易ではないことから、県による適切な財政支援が必要である。 |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 複数年度の事業期間の中で、効果を検証し、必要な対策を講じていく。 |
|--|